

オーストラリアの地域住民組織について

メルボルンにおける Neighborhood Watch を中心に

鯨坂 学

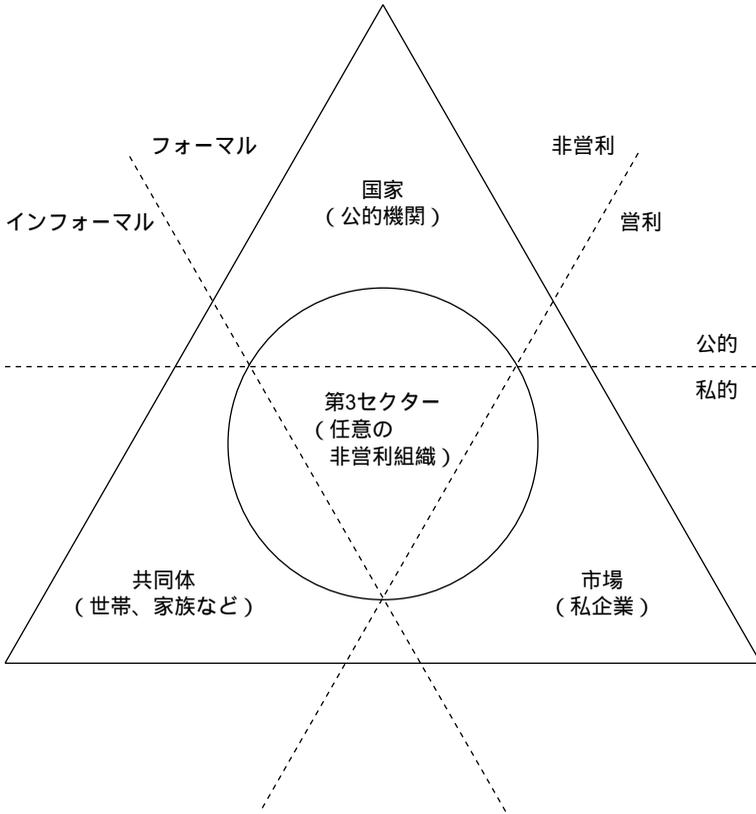
一 はじめに

近年、都市における地域生活や住民参加の社会的な研究において、地域住民組織の国際的な比較研究の蓄積がみられる（鳥越皓之 一九九四、野辺政雄 一九九六、店田廣文 一九九九、中田實 二〇〇〇、吉原直樹 二〇〇一、二〇〇三）。また、震災・災害研究や犯罪など、「リスク社会」（U・ベック）への対応として、さらに平成の市町村合併後の地域統合の受皿として町内会・自治会などの住民組織への再評価・再検討がなされてきている。これらをつまえて、小論ではオーストラリアの地域住民組織について、メルボルン都市圏における調査結果を中心に報告する。

二 社会構成と地域住民組織・集団の類型

地域住民組織・集団は、日本国内においても多くの種類があり、それを社会構成や歴史がちがう各社会間の国際比較をおこなう場合、かなりの困難がある。そのため、まず社会構成にこれらの組織・集団を位置付けるため、富沢賢治に

図 - 1 V. A. ペストフの社会構成のトライアングル (福祉の混合システム)



オーストラリアの地域住民組織について

出所) V. A. Pestoff, 1992, 'Third Sector and Co-Operative Services-An Alternative to Privatization,' *Journal of Consumer Policy*, 15 : p 26

ならって(富沢 一九九九)スウェーデンのV・A・ペストフのトライアングル分析(V. A. Pestoff 1992)を援用してみたい。図 1 のように社会構成は 国家・自治体などの公的行政、市場に支配される営利企業、世帯や家族などの私的な共同体・コミュニティに区分され、さらにそれらに囲まれた 第三セクターの領域が位置づけられる。地域住民組織や集団は他の三つの領域との関連の濃淡を持ちながら、この第四の領域を中心に布置されると思われる。社会によって国家や行政の領域が広い・強い社会や、世帯・家族などの共同体

表 - 1 地域住民組織・集団の諸類型

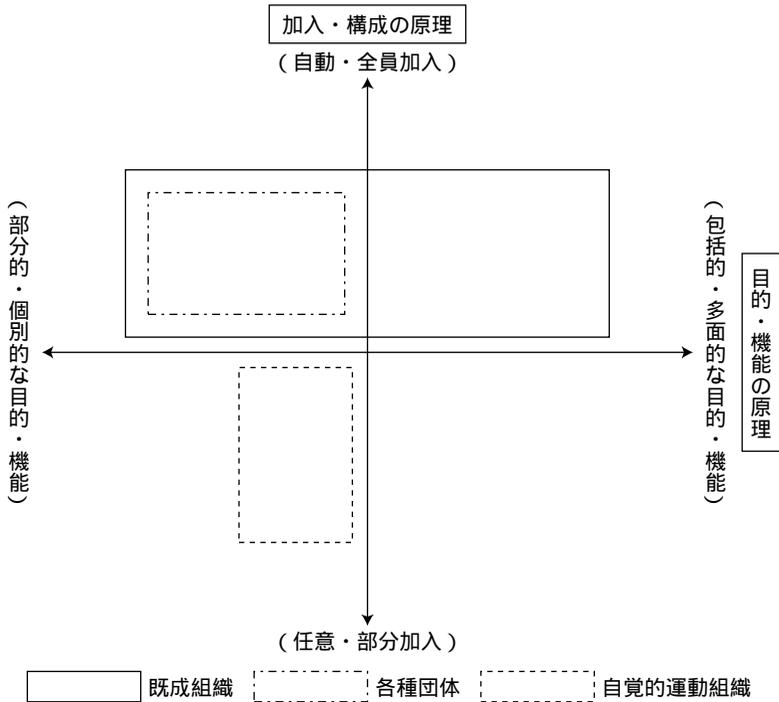
住民自治組織	町内会、自治会、部落会（それらの連合会）など
行政協力組織	納税組合、防犯協会、消防団、保険委員会、日赤奉仕団、献血友の会、体育興会、民生児童委員会、社会福祉協議会など
年齢・性などによる階層別組織	子ども会、青年会（団）、地域婦人会、老人会、PTA など
職業・産業集団	商店会、商工会、同業者組合、経営者クラブ、農業協同組合、水利組合など
宗教集団	各宗派の信者集団、神社氏子会など
同郷的団体	同郷会、郷友会、県人会、エスニック・グループなど
余暇をめぐる集団	趣味の会、スポーツクラブなど
自発的な運動組織	住民・市民運動団体、生活協同組合、NGP、NPO、ボランティアなど
自覚的階級・階層別組織	経団連・日経連・経済同友会・日本商工会議所などの地方組織。青年会議所、労働組合、日本科学者会議、民主商工会、新婦人の会などの団体。
政党	各政党の地域組織・議会の会派（および後援会）など

オーストラリアの地域住民組織について

が広く社会を被っている場合、あるいは市場重視や民営化の浸透により営利企業の影響が強い社会もある。ペストフや富沢はこの第四の領域の発展（真の第三セクター）に、今後の進むべき社会の方向を考えている。

このような社会構成のなかに位置づけられる地域住民組織・集団を表 1 の 1 までの組織・集団に区分し、図 2 のようにこれらを二つの原理から整理してみる（鯉坂学 二〇〇二）。これらの集団・組織を、加入・構成の原理「自動・全員加入 任意・部分加入」と目的・機能の原理「包括的・多面的 部分的・個別」の二つの軸で区分し、四つの位相に分ける。はじめに加入・構成の原理であるが、自動・全員加入は、当該地域に住んでいる住民（世帯）や、ここで営業している事業所・企業は、原理・建前として加入することを求められたり、加入を期待されていることである。任意・部分加入は、加入するかどうかは任意であり、その結果として当該地域の住民や事業所の一部分しかそれらの組織・集団に加入していない。次に、目的・機能の原理であるが、町内会・自治会のように包括的で多面的な目的・機能をもつものと、行政協力組織や余暇集団のように特定・個別の目的や機能をもつものに区分する。こうしてできた四つの位相に先の

図 - 2 地域住民組織・集団の諸類型



オーストラリアの地域住民組織について

の集団を布置したのが図 2である。

日本において、町内会・自治会は一定の領域の地域社会に住む全住民(世帯)およびそこに所在する事業所をそのメンバーと考え、地域生活にまつわるもろもろの目的・機能をもって活動している。の行政協力組織は行政事務の補完や行政末端を担っており、形骸化したものもあるが、地域に網の目のように存在している。これらは国の省庁や地方自治体の行政の各部署ごとに対応している。年齢・性などによる集団は、子供や婦人、高齢者などその地域に住む当該者全員を原理としてメンバーと考えて組織されている。実際は、PTAや子供会以外はその加入率はかなり低いのが現状である。商店会や同業者組合、農林業関係の団体などの職業・産業関係集団は、その業種によって、地域社会との関係の深さは異なるが、地域社会に根付いた組織が

多い。以上の四つが日本においては、地域社会の「既成組織」といわれ、目的・機能に包括性をもっている町内会・自治会に対して、メンバーは重複するが、特定の機能・目的を主に担っているので、「各種団体」といわれることがある。また、この各種団体を含む既成組織を構成団体として自治連合会や連合町内会が形成されていることもある（鰺坂学一九八九）。

宗教団体は、日本においては特に氏子集団にかつてみられたように、あるいは農村部に現在も散見されるように、自動・全員加入であったが、宗教の多様化、無関心化が進む中で現在では任意・部分加入になってきている。しかし、日本では宗教への無関心化が広がる中で、その目的・機能を低下させているが、海外の地域住民組織を考えると、地域生活や地域ネットワークにおいて現在でも一定のあるいは大きな存在意義をもっていると考えられる。同郷の団体は、もともとその出身地域を同じくする人々の団体であり、かつては目的・機能としてかなり包括性をもつ団体も存在したが、筆者の調査では現在はその比重を親睦を中心に運営されているものが多くなっている（鰺坂学一九九五）。しかし、これは「同郷会・郷友会」など日本の国内移住者にみられる現象であつて、在日韓国・朝鮮人や近年になって移民先より日本へやつて来た日系人の場合には、依然として同郷的な（あるいはエスニシティに基づく）ネットワークや組織は、就業や住居の確保、生活や教育における互助など大きな存在意味をもっていると思われる（伊地知紀子二〇〇〇）。特に海外の住民組織を検討する場合、エスニック・グループとして大きな位置を占めていると推測される。

それらに対して、の余暇集団は日本では、女性や若者、高齢者層でよく見られる。近年では、の住民運動団体、NPOやNGO、生活協同組合、ボランティア組織などの自発的な運動組織が活発化してきている。このメンバーは全くの自発的な任意参加であり、その目的・機能はその組織によってさまざまであるが、かなり包括性をもつ組織もある。これらの自発的な運動組織と自覚的な階級・階層別組織をあわせて、環境問題や「まちづくり」、地域福祉活動の「コア」となりつる潜在力をもっていると考えられるので、「自覚的な運動組織」と位置付けておく。

表 - 2 調査対象国の住民組織の位置付け - 国家行政機構を軸として

主な機能特質	組織類型	代議型	結社型		
			公共団体	地域共同団体	任意団体
審議機能のみ		独・伊			
執行機能も持つ			タイ・韓	仏・端(日)米・英	
司法機能も持つ			中・比		
自治体との関係		補完	末端	補完(補末)補完	
法令の規定		あり		一部あり	なし

出所) 中田實編、2000、『世界の住民組織 - アジアと欧米の国際比較』自治体研究社、p.22。

オーストラリアの地域住民組織について

最後に 政党であるが、もともと近代社会においては、国家や地方自治体の政策などの在り方に対して働きかけるために、多面的な目的や機能を持ち、同じ主義や主張、方向性をもつ人々の任意加盟の結社である。しかし、日本においては多くの場合、業界や利益団体、労働組合や宗教団体の組織をテコにして存在しており、政党組織は一部をのぞいて独自の発展を見せていないのが特徴である。

以上の地域住民組織や集団は、政党や労働組合、行政協力組織や生活協同組合に典型的なように、草の根に基礎をおきながらも、町内 地域生活圏(もともとは学区、旧村) 市町村域 都道府県域をへて全国的な組織体制をもつものも多い。

中田實は各国の地域住民組織は、「それぞれの地域の政治文化に根ざす歴史的な特質を帯びながら、特に地方自治の制度(首長や議員の公選制の在り方等)や思想の展開、さらには生活全体のなかでの地域生活のウエイトの変化に応じて変容していくものである」(中田實 二〇〇〇)と述べているように、住民組織は社会の歴史的変動にもなう動態的な面をもっている。それゆえ、V・A・ペストフの社会構成のトライアングルで示されたように、国民国家 自治体「共同事務」、社会的市場「営利企業」、共同体「家族や親族、職場・近隣・友人の関係など」の歴史的・同時代的な権能・機能・役割、守備範囲のありようが、市民社会・市民生活の領域におけるこれらの地

域住民組織を比較検討するときに基本的な条件となる。

中田實のグループはアジア、ヨーロッパ、北アメリカの一〇カ国の地域住民組織のなかから以下の要件を満たすものを抽出し、これらを比較検討している。

一定の区画を排他的に占有している（地域区画性・空間性）

地域住民に共通する地域の諸問題に当たっている（地域共同管理性・機能性）

当該地域と住民を代表することを住民及び公行政によって認められている（地域代表制・関係性）

そして、これらの地域住民組織を組織類型「代議型と結社型」と主な機能的特質により、表 2 のように位置付けて、それらを比較検討している。

以上のことを踏まえると、中田による一〇カ国の国際調査の対象となった地域住民組織は、日本の町内会・自治会との類例、比較から選ばれたものであり、「住民自治」に収斂する組織に焦点が当てられ、NPOなどのボランティア・アソシエーションや宗教団体、エスニック・グループはその対象にはおかれていないことがわかる。

三 オーストラリアの地方制度

中田も強調しているように地域住民組織を検討するとき、その社会の地方制度との関連が焦点の一つとなる。日本の約二〇倍の面積があり、現在では約一八〇〇万人の人口を持つオーストラリアの地方制度について、ここで簡単に述べておく。オーストラリアはイギリスの植民地として形成され、おおよそ現在の州ごと（ニュージランドも含む）に植民地政府があつた。一九〇一年になって州の連合としての連邦が結成され、オーストラリアとして一つのまとまつた国民国家となつた。そのため、各州が独自の大きな権限をもっており、始めは地方自治体は存在しなかつた。現在は行政

オーストラリアの地域住民組織について

表 - 3 地方自治体の施策例

- ア．道路整備ほか土木事業 (Roads and Public Works)
道路・橋梁、上下水道、公会堂、公園等の建設および維持、駐車メーターの設置など
- イ．都市計画 (Planning)
ゾーンニング、都市開発計画など
- ウ．建築規制および保存 (Building Control and Preservation)
建築許可、歴史的建造物の保存など
- エ．ごみ処理 (Waste Disposal)
ごみ収集・処理、歩道・公園等公共施設の清掃など
- オ．コミュニティサービス (Community Services)
チャイルド・ケア、保育所や幼稚園等の管理運営
高齢者、病院への移動給食車サービス
高齢者用住宅の提供、高齢者参加事業の実施
青少年センター、青少年参加事業の実施 (特に失業者を対象) など
- カ．レクリエーションおよび文化事業 (Recreation and Culture)
図書館、公民館、公園、テニスコート、ゴルフ場などの管理運営
- キ．公衆衛生 (Public Health)
害虫・毒草除去、食品検査、公衆便所・ごみ箱設置、飼犬登録など
- ク．山火事対策 (Bush Fire Brigades)
山間部の自衛消防団の設置、訓練など

オーストラリアの地域住民組織について

出所) 久保田治郎、1998、『オーストラリア地方自治体論』ぎょうせい、p 36。

体系としては連邦 州 (北部準州を含め七つがあるが、別にキャンベラ市の首都特別地域がある) 地方自治体 (七三六団体) という三層構造をとっているが、依然として州政府の果たす役割、権限は大きなものがある。州は自治体およびその議会の解散権さえも持つ。国土が広いためもあって、北部準州および二つの州では地方自治体が存在しない地域もかなりあり、これは州および準州が直接管轄している。ちなみに、公務員は連邦・州・地方併せて約一四八万人いるが、その構成比率は連邦・一九・六%、州・七〇・五%、地方自治体・九・九%であるように、地方自治体の仕事は相対的に小さなものである。

地方自治体は各州によって名称は異なるが、都市部では City Council、農村部では Shire Council、District と呼ばれることが多い。規模としては Brisbane City のように七〇万を越えるものもあるが、これは例外で多くは一万人以下のものが多い。筆者が訪問したメルボルン都市圏にある Stonnington 市は人

口八四、三〇〇人であったように、大都市圏の自治体は五万〜一〇万人までのものが多い。久保田治郎によると自治体の主な事務は道路、資産税、ごみ処理の三つに例えられてきたが、シドニーやメルボルンの都市圏の自治体では、表3にもみられるようにカルチャーセンター、図書館、美術館、芸術センターの建設運営、公園整備などの生活文化サービスに積極的なところもある（久保田 一九九八）。Stonnington 市では、こうした共同事務とともに、地域住民や住民組織の様々な活動に助成をしており（一九九九〜二〇〇〇年で約三三〇の community organisation が一三〇万オーストラリアドルに相当するサポートを受けている）、オーストラリアでも地域住民組織・集団と地方自治体には一定の親密な関係があることが判明した（City of Stonnington 2000 39-44）。

次の節では、こうしたオーストラリアの地方制度と先に述べた地域住民組織・集団の類型を念頭において、オーストラリアのメルボルン都市圏の地域住民組織について検討を加える。

四 メルボルンにおける地域住民組織

はじめに、メルボルンにおける地域住民組織について筆者の共同研究者であった野辺政雄が一九九九年の八・九月にメルボルン在住の二〇一人の成人女性（二〇〜五五才）におこなったアンケート調査の結果から見ておこう。この調査のQ16において、現在加入している地域住民組織や集団についてたずねている。またQ18で住民組織の一つである Neighborhood Watch（以下NHWと略すことがある）についての参加もたずねている。このQ16とQ18の結果をまとめて整理したが、表4である。詳しいデータは野辺の論文（野辺 二〇〇〇）を参照されたいが、表の中程の数字は何らかの程度において、その組織・集団に参加している人の実数とパーセントである。右側の数字はそれらの組織・集団の活動や会合によく参加しているひと「active member」の実数とパーセントである。

オーストラリアの地域住民組織について

表 - 4 地域住民組織・集団への加入数・加入率 (Q 16、Q 18)

	N . %	most, if not all, activities/meetings
(1) parents and citizens' association or other school-related group	34 (16.9)	11 (5.5)
(2) baby-sitting group	6 (3.0)	1 (0.5)
(3) children's playgroup	28 (13.9)	22 (10.9)
(4) community association	10 (5.0)	4 (2.0)
(5) resident's association	3 (1.5)	0 (0)
(6) church, religious or spiritual group	38 (18.9)	15 (7.5)
(7) trade union	7 (3.5)	0 (0)
(8) sporting club (playing member)	45 (22.4)	27 (13.4)
(9) sporting club (non-playing member)	19 (9.5)	6 (3.0)
(10) special interest group (hobby group)	27 (13.4)	16 (8.0)
(11) youth group	6 (3.0)	5 (2.5)
(12) political party	3 (1.5)	0 (0)
(13) protest group (political activities)	4 (2.0)	0 (0)
(14) social service organisation	5 (2.5)	3 (1.5)
(15) business organisation, professional organisation	35 (17.4)	10 (5.0)
(16) nationality group	6 (3.0)	1 (0.5)
(17) veterans' organisation	1 (0.5)	0 (0)
(18) charity or welfare organisation	16 (8.0)	6 (3.0)
(19) old school group	17 (8.5)	4 (2.0)
(20) other group activities	4 (2.0)	1 (0.5)
(21) neighborhood watch	63 (31.3)	-

オーストラリアの地域住民組織について

参加率が高いものを順に並べると、Neighborhood Watch、スポーツクラブ、教会などの宗教的集団、職業集団、学校などの父母会、子供のプレイグループ、趣味の会である。このメルボルの調査結果と野辺がかつて首都キャンベラでおこなった調査結果(野辺一九九六・二六八)を比較すると、調査がなされていなかったNHWを除いて、メルボルの女性は職業集団、趣味の会に参加している率が高く、労働組合への参加が低いことが分かる。そして、二つの調査から、オーストラリアの都市には、組織・集団の類型に照らしてみると、日本の町内会・自治会のように包括的で多面的な目的・機能をもち、原則として地域住民が自動的にかつ全員が加入するような組織・集団は存在しないといえる。ただ、父母会や子供のプレイグループは、子供をもつ住民のかなりが加入していることを伺わせる。そして、筆者の短いメルボルン滞在中の経験からは、知人が所属している教



写真 - 1 教会の日曜礼拝のひとつ 1999. 8. 7〔筆者撮影〕

会（バプテスト派）のように、子供や若い人の参加が多くみられ、活発な活動をしている宗教集団があることは注目に値する（写真 1 参照）。また、知人は地域のテニスクラブに所属し、その会の役員をつとめ、近くにあるコートを整備に余念がなかった。このように、スポーツなど余暇の集団も活発である。

ところで、このメルボルン調査の回答者が一戸建地域に住む女性であり、オーストラリアあるいは英語圏での生まれの人が八割を越えるためもあってか、この調査ではエスニック・グループに参加している人が極端に少ないことに注意しておく必要がある。オーストラリアはかつて白豪主義により、イギリスなどからのアングロサクソン系統の移民以外に、イタリアやギリシャなどの南欧、ポーランド、ロシアなどの東欧からの移民が多かった。しかし、一九七〇年代中頃に白豪主義から決別し、多文化主義を標榜して八〇年代以降多くのアジア系移民を受け入れてきた。その結果として、オーストラリア最大の都市圏であるシドニーは多民族都市となり、多くのエスニック・コミュニティが形成されている（関根政美

表 - 5 NSW 州におけるエスニックグループ (多い順)

エスニックグループ	N	エスニックグループ	N	エスニックグループ	N
Macedonian	110	Tamil	7	Malay	2
Greek	95	Burmese	6	Mexican	2
Chinese	70	Chilean	6	Palestinian	2
Itarian	60	Fijian	6	Polynesian	2
Arabic	47	Laotian	6	Somalian	2
Ukranian	43	Lithuanian	6	SouthAmerican	2
Polish	40	Thai	6	ThaiBuddhist	2
Croatian	36	Cambodian	5	Tongan	2
Lebanese	36	Egyptian	5	Uruguayan	2
Filipino	32	Estonian	5	Yugoslav	2
Islamic	32	Swedish	5	Zairean	2
Spanish	30	African	4	Austrian	1
Vietnamese	29	Bangladeshi	4	Azerbaijanian	1
Jewish	27	Ethiopian	4	Baltic	1
Maltese	26	Khmer/Cambodian	4	Basque	1
Russian	26	Kurdish	4	Belarussian	1
Dutch	24	Lao-Chinese	4	Bulgarian	1
Coptic	22	Nicaraguan	4	Cambodian/Khmer	1
Turkish	21	SriLankan	4	Canadian	1
German	20	Afgan	3	Celtic	1
Scottish	19	Czechoslovak	3	Chaldean	1
Assyrian	18	Finnish	3	Cornish	1
Serbian	18	Latin-American	3	Danish	1
Armenian	15	Pakistani	3	Eritrean	1
Korean	14	Persian	3	Goan	1
Irish	13	Peruvian	3	Greek, Cypriot	1
Portuguese	12	Slovak	3	Iraqi	1
Hungarian	11	Sudanese	3	Maori	1
Indian	11	Syrian	3	Mauritian	1
Japanese	10	Taiwanese	3	Nigerian	1
Samoan	9	Timorese	3	Romani	1
Indo-Chinese	8	United States of America	3	Sahel	1
Indonesian	8	Welsh	3	Salvadorean	1
Romanian	8	Argentinian	2	ScottoshGaelic	1
Slovenia	8	Brazilian	2	SeirraLeone	1
Tibetan	8	British	2	Swiss	1
Bosnian	7	Buddhist	2	Tigryan	1
Cypriot	7	Byelarusian	2	WestIndian	1
French	7	Czech	2	Yiddish	1
Latvian	7	Ghanian	2	Zoroastrian	1
PacificIslander	7	Iranian	2		

オーストラリアの地域住民組織について

Ethnic Communities Reference Book 1996 より作成

一九八七年、Ip, D. et al. (1992)。筆者が入手して表 5 に整理したシドニーが州都である New South Wales 州のエスニック・グループの資料 (Ethnic Communities' Council of NSW 1996) からみても、多民族社会となったオーストラリアの都市では、新しい移民層を中心に、エスニック・グループの組織への参加はかなりの比率になると思われる。

メルボルン都市圏においても、さまざまなエスニック・コミュニティの形成がみられ、このエスニック・グループと宗教組織が関連をもっていることも指摘されている (野辺 一九九九)。筆者がインタビューしたメルボルン都市圏の Stonnington 市では、一・二三のエスニック・グループの存在が把握されている。ギリシャ、イタリア、ロシア、中国、ポーランド系の順に多く、アフリカ、南米、東南アジア系のグループがこれに続いている。そしてその内二二のエスニック組織を市は支援している。このように組織・集団の類型からいえば、オーストラリアの都市では様々なボランティア組織が形成されるとともに、新移民の住民たちを中心に同郷的・エスニック的組織・集団が簇生していることを示している。

以下では最も参加率が高かった N H W について検討するが、この N H W は先に提示した地域住民組織の類型のなかでは、任意参加という意味で第二象限に位置する。しかし後述するように、警察組織 (オーストラリアでは警察は州の業務である) との連携が深く、原則としてヒクトリア州の全ての地域に組織され、加入率も相対的に高いことから、類型の第二象限にある日本における行政協力組織「例えば、防犯協会」の性格に近いとも考えられる。

五 メルボルン都市圏における Neighborhood Watch

(1) 北米とイギリスにおける Neighborhood Watch

Neighborhood Watch は犯罪の防止を目的として、一九六〇年代以降にアメリカ合衆国やカナダ、イギリスで組織されたオーストラリアの地域住民組織について

オーストラリアの地域住民組織について

れた住民組織であるといわれている。イギリスの犯罪学者であるT・ベネットによると(T. Bennett 1990)、アメリカで最も早くNHWが結成されたといわれているOaklandでは、一九六六年に地域の犯罪、とくに家宅侵入や空巣を防止することを目的として‘Home Alert’というNHWにあたる組織が形成されたという報告がある。また、一九七一年にはPhiladelphiaで地域の犯罪防止を目的に‘Block Association of Philadelphia’や‘Community Walks’という組織が作られている。これらの組織では、毎月住民会議を開き、防犯に関する情報交換を行ったり、市民によるパトロールなども行なわれていたようである。

また、一九七二年にはSeattle市で「地域防犯計画」(The Community Crime Prevention Program)が立ち上げられている。ここでは、住民の調査がなされ、家宅侵入・空巣にたいする関心の高さが明らかにされた。そしてこの計画の内容は、居住の安全点検を行うことによって家宅侵入を防ぐことができることを市民に知らせる、個人財産に名前をつける(marking)ことによって盗難を防ぐことができるという情報を知らせる、伝統的な警察の防犯の幅を広げるために‘Block Watch’を結成する、家宅侵入を減らすための防犯意識を高める情報を提供することの四つからなっていた。また、他の都市のNHWとちがって、ここでは地方自治体と市民活動家によってこのプロジェクトがなされたことが特徴であり、その後NHWの活動として有名な事例となった。

T・ベネットによると、イギリスでは、一九四三年にロンドン警視庁が「良き隣人は犯罪を防止する」を見出しとして近隣の力を結集して防犯組織を結成しようとしたが、上手く広がらなかった。一九八二年になってCheshire州のMollington村で‘Home Watch’計画が実施されたのがイギリスにおける初めてのNHWの結成と考えられている。ここでは、住民達が警察にたいして家宅侵入に対処してほしいとプレッシャーをかけたこと、そして、その警察署長が北米の近隣による防犯活動に興味をもって資料を取り寄せ、NHWの結成の戦略を住民にアドバイスしたことがきっかけとなった。Mollington村で成果が上がるや、Devon州、Hampshire州、そしてロンドンなど全国に広がったようである。

(2) Victoria 州の Neighborhood Watch

オーストラリアでは一九八三年にメルボルンが州都となっている Victoria 州の Frankston 市の Kanook 地域で NHW は初めて結成され、しだいに他の自治体、他の州に広がっていった。結成のきっかけは、犯罪の増加、薬物の市民への浸透にたいして、警察と市民が連携して防ぐことであった。

Victoria 州内では NHW は図 3 のような組織構造になっている。理事会 (Board of Management) [民間人：三名] 警察官：三名で構成し、州評議会 (State Forum) [民間人：十三名] 警察官：十三名] のもと、五つの地域圏 (Region) 二三の地区 (District) 一一六〇の地域 (Area) 約二五、〇〇〇の小地域 (Zone) に組織化されている。理事長は民間人であるが、局長は警察官である。NHW の州事務所での聞き取りなどによると、表 6 のように地区の範囲は Victoria 州にある七八の自治体の領域を基礎に編成したものであり、地域は多くの場合、道路や川など空間的なもので区切られた地域割がなされている。そして、NHW は州内の人の住んでいるほとんどの地域 (Area) で組織され、地理的・空間的には五二%～五三%の範囲に存在している。

NHW の地域は大都市圏では六〇〇～八〇〇の世帯、農村部では一〇〇～一五〇の世帯で構成され、その下位単位である小地域は主に大都市圏で見られるのだが、二〇～四〇世帯で構成されていることが多い。NHW を構成している世帯数は州全体で九〇万世帯、人口二七〇万人 (Victoria 州の人口は一九九六年センサスでは四八〇万人) とされている。

具体的な活動としては、州レベルでは全体的な組織の統括・運営と広報紙 "Sentinel" の発行「年四回」をおこなっている。警察官以外はみなボランティアで、財政は州や自治体からの助成はなく、ほとんどが企業からの広告料などの寄付で賄われている。地域圏は地区を統括している。地区レベル⁽²⁾では、その本部が広報紙 "GOLF DISTINCT DRIVER" を月一回の割合で発行している。また、各地域の代表者 (Area Manager) の研修、地域の NHW メンバーの訓練、一般

オーストラリアの地域住民組織について

表 - 6 NHW の地域圏及び地区と地方自治体との関連
NEIGHBOURHOOD WATCH POLICE COORDINATORS (21/09/00)

REG	DIV	MEMBER	STATION	TELEPHONE	LGA
R 1	D 1	Sgt Warren JACKMAN	Level 1 Bld C Victoria Police Centre DX 210093	Ph 9247 5553 Fax 9247 5539	Melbourne
	D 2	Sgt Warren JACKMAN	Level 1 Bld C Victoria Police Centre DX 210093	Ph 9247 5553 Fax 9247 5539	Yarra Stonnington
	D 3	Sgt Trevor TAYLOR	396 Malvern Rd Prahran 3181 DX 212399	Ph 9529 7658 Fax 9529 6921	Port Phillip, Glen Eira
	D 4	Sgt John WOODWARD S/C Truedi TOPPIN (P/T) S/C Andrea LYONS (P/T)	1011 Nepean Hwy, Moorabbin 3189 DX 212140	Ph 9556 6577 Fax 9556 6500	Bayside, Kingston
R 2	D 1	Sgt Ian BROWN	Cooper Ave, Altona North 3025 DX 211041	Ph 9392 3264 Fax 9399 1864	HobsonBay, Brimbank Melton, Maribyrnong
	D 2	S/C Geoff COLSELL-temp (sick 12/6-13/10) S/C Chris BALL-temp	Mercer St, Geelong 3220 DX 216055	Ph 5225 3261 Fax 5225 3292	Greater Geelong, Queenscliffe, Surf Coast, Wyndham
	D 3	S/C Julie MACKAY	PO Box 528, Ballarat 3353 Dx 214260	Ph 5332 9400 Fax 5332 9286	Ballarat, Central Goldfields, Pyrenees, Hepburn, Moorabool, Golden Plains
	D 4	S/C Russell REID	20 Roberts St, Horsham 3400 DX 216517	Ph 5382 9240 Fax 5382 9210	Ararat, Nth Grampians, Yarriambiack, Horsham, West Wimmera, Hindmarsh
	D 5	S/C Dianne THOMSON	214 Koroit St, Warrnambool 3280 DX 219606	Ph 5560 1193 Fax 5560 1177	Colac Otway, Corangamite, SthGrampians, Warrnambool, Moyn, Glenelg,
R 3	D 1	S/C Simon BUSUTTIL	785 High St, Epping 3076 DX 21 2417.	Ph 9409 8100 Fax 9408 8326	Darebin, Whittlesea
	D 2	S/C John GALVIN Sgt John COATES (temp)	15 Dimboora Rd, Broadmeadows 3047 DX 211271	Ph 9302 8247 Fax 9302 8334	Hume, Moreland, Moonee Valley
	D 3	S/C Rodney BROWN	PO Box 469, Bendigo 3552 DX 214505	Ph 5441 5534 Fax 5441 5246	Greater Bendigo, Macedon Ranges, Mt Alexander, Loddon
	D 4	S/C Robin SHARP	Cnr Welsford & High St Shepparton 3630 DX 218744	Ph 5820 5847 Fax 5820 5704	Greater Shepparton, Campaspe, Moira
	D 5	S/C Bob COCHRANE	163 Langtree Ave, Mildura 3500 DX 217500	Ph 5021 3721 Fax 5023 3888	Mildura, Buloke, Swan Hill Gannawarra
R 4	D 1	Sgt Peter HENRY	102 Altona St, Heidelberg West 3081 DX 211910	Ph 9459 3931 Fax 9457 6642	Banyule, Manningham, Nillumbik
	D 2	Sgt Bryan KILLIN S/C John WALTON Ellen O'ROURKE	173 Whitehorse Rd, Blackburn 3020 DX 212288	Ph 9878 2742 Fax 9894 4142	Whitehorse, Monash, Bororoondara
	D 3	A/Sgt Linda HANCOCK S/C Christine ATHERTON (P/T)	414 Burwood Hwy, Wantima Sth 3152 DX 212820	Ph 9881 7949 Fax 9881 7946	Knox, Maroondah, Yarra Ranges
	D 4	S/C Len ASH	Bridge St, Benalla 3672 DX 214476	Ph 5762 1811 Fax 5762 1517	Mitchel, Murrindindi, Delatite, Strathbogie
	D 5	S/C Bob CUSACK	1 Handley St, Wangaratta 3677 DX 219452	Ph 5723 0845 Fax 5762 0649	Wangaratta, Alpine, Wodonga, Indigo Towong
R 5	D 1	S/C Ronald MUSGROVE S/C Fiona KANE	15 Fletcher Rd, Frankston 3199 DX 21790	Ph 9784 5641 Fax 9781 5441	Frankston, Mornington Peninsula
	D 2	S/C Monica WATSON	50 Langhorne St, Dandenong 3175 DX 211580	Ph 9767 7522 Fax 9767 7578	Greater Dandenong, Casey, Cardinia
	D 3	S/C Brendan CLIFFORD	15 Hazelwood Rd, Morwell 3840 Dx 217737	Ph 5132 2155 Fax 5132 2165	LaTrobe, Baw Baw, Bas Coast, Sth Gippsland
	D 4	S/C Paul WISEMAN	155 Nicholson St, Bairnsdale 3875 DX 214193	Ph 5152 0542 Fax 5153 1111	Wellington East Gippsland

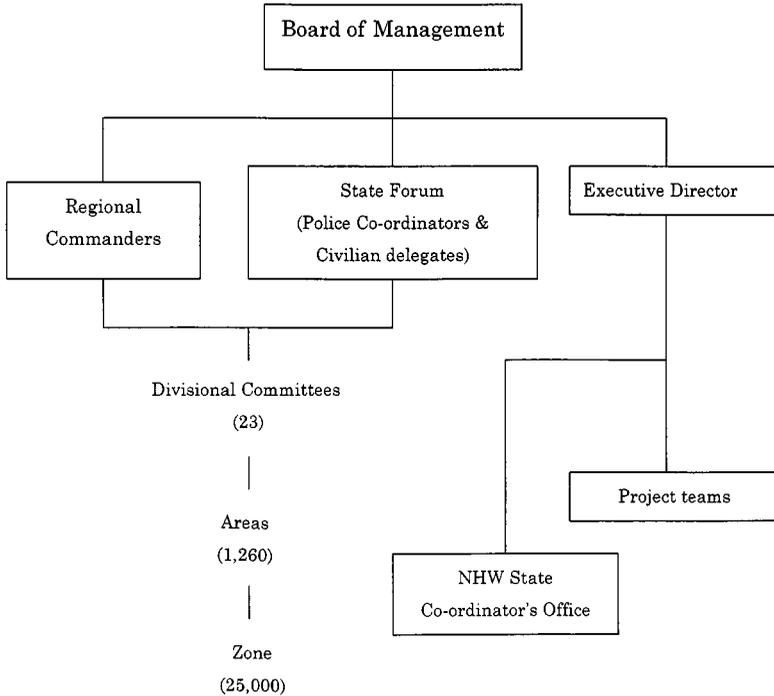
LGA : Local Government Authority

オーストラリアの地域住民組織について

図 - 3 ヴィクトリア州における NHW の組織構造図〔2000年12月現在〕

Neighbourhood Watch Victoria Inc.

Structure



オーストラリアの地域住民組織について

警察官への指導、老人に対する安全講座の実施などを行っている。筆者が訪問したG地区（人口約六〇万人）では当時、一八五地域のうち一七四地域にその地域組織が結成されていた。以下では、NHWの草の根の活動の基礎組織である地域（Area）について紹介する。

(3) Neighbourhood Watch の地域組織

G 28を事例として

メルボルン都市圏の代表的な地域組織として、九九年八月にインタビューをしたG 28について紹介する。この地域組織は地方自治体の行政区域としてはメルボルン都市圏の東南東に位置するMonash市のなかにあり、九五〇世帯が住むミドルクラスの戸建の家が多い地域である。G 28は地域の犯罪



Neighbourhood Watch

Proudly sponsored by Tattersall's



PROGRAM SPONSOR

ten

PROGRAM SUPPORTER

Neighbourhood Watch Newsletter 28 July 1999

It's that Time again

Now how about putting on your thinking cap and deciding WHO, you would like to be the New Leader/Area Manager, for your G 28 Neighbourhood Watch Area.

Our history begins when G 28 was originally formed as Area P 10. During May, June and July 1985, Stephen and Leonie Bray did a door knock over the now G28 area.

They did a magnificent job ... Day and Night with 3 little children. The result was a public meeting being held at Mazenod College - the same place we meet today - The result was Jack Onley was elected as area controller and a committee was formed. The area P 10 was chartered on the 17th September 1985. Thus on the 17th September 1999 we will enter 15 years of Service, Civility, Advice and Care to you the Public.

We have seen a lot of changes, but of interest, our area P10 / G28 has had only One Area Manager, Three Assistant Managers, One Treasurer and still has 27 of the Original Newsletter delivers. All of whom have given great service to our area.

Our area is Multi Cultural - so is your Neighbourhood Watch Area G28. Every one is on a level plane, civilized and friendly. Of course, we are **Strictly Non Political**. We have an averaged attendance over the 15 years of 24 to our monthly meetings, always a guest speaker (of which approximately 70% are drawn from the various sections of the Victoria Police Departments). We have visited various areas of interest to gather information, The Victoria Police Academy, Boat Squad, Air Wing and the Dog Squad, as well as VicRoads HQ.

We have had only one Newsletter Writer, we are given an unbiased opinion on all matters, all newsletters are vetted by the Police Liaison Officer, we publish matters that are present, we cover the things that are important to parents and family.

Our Area Manager was the first P10 District Chairman.

Now is the time for a new group to lead - a smooth transition - a direction suited to the year 2000 and beyond. All of the original 42 members of P10 / G28 should be awarded the highest award available from Neighbourhood Watch ... will they ... Don't get excited!

We wish to say a 'Great Big Thank You' to our supporters Greg Kelly - Greg Kelly Meats, Valewood Pharmacy, Rodney Garwood -Exclusive Computers, Gary McConnell - Denture Clinic, Joe and Jane - Mulgrave Pet Supplies.

We are grateful for your wonderful support. To Heidi and Peter Newett for the production of the newsletter, brilliant ... Thank You. This is - without doubt - an excellent and informative publication - perhaps the best in the state. Our Newsletter is for continual standing in excellence it would be hard to find another as consistent and informative as G 28.

Now think about who will lead. **YOU** come to the next meeting and stand up and be counted.

VOTE 1

Just a Thought

Think about it

Do not pretend to be anything you are not. That way you can always be consistent and truly free.



Newsletter is Produced and Published by Mr. Jack Osley. Editorial Comment solely the responsibility of Mr. Jack Osley - Phone: (03) 9560 4472 on behalf of the G 28 Division of Neighbourhood Watch. Newsletter Production - Newnet Publications 0418 376 129 Printed by the City of Monash - as a community service.

At home, in the street or anywhere

BE ALERT 000

to anything suspicious and REPORT IT





写真 - 2 NHW の地域の集会(中央が会長、右横が地域担当の警察官) 1999. 8. 3 (同)

表 - 7 NHW への参与の程度 (Q 19)

committee member*	4 (2.0)
zone leader	7 (3.5)
attending meetings	10 (5.0)
using engraving equipment	24 (11.9)
putting up a sticker	46 (22.9)
reporting to the police suspicious activities in your area	25 (12.4)
reading newsletters	11 (5.5)

*area manager (area coordinator), assistant area manager (assistant area coordinator), secretary, treasure, security officer, newsletter editor

の増加という事態に対処するため一九八五年に結成され、その年の九月に公式認定をうけた。結成の際には、四カ月の準備を要し、初めての総会には一〇〇人以上の住民が集まった。しかしその後、参加者は減少し、今では総会に出席するひとは、六〇〜八〇人である。主な活動としては、月に一回の集会 (meeting) をもつこと、月に一回の会報を編集発行 (資料 1 を参照) し、全戸に配布することである。会報



写真 - 3 住宅地の電柱につけられた NHW の看板 1999. 8. 4〔同〕

資料 - 2 門柱に張られていたステッカー



Partners in Safety

の印刷は地方自治体が無料で引き受けてくれる。会費は発足時に一人五ドルを集めたが、その後は集めておらず、財政は広告料や寄付によっている。

筆者が出席した集会（出席者は三〇人弱）では、NHWの運営上のことや近隣の出来事を話し合ったりした後、地域担当の警察官がこの一カ月に地域で起こった犯罪や盗難などへの対策や留意すべき点を報告した。また、一二月にはクリスマスパーティーを開き、

いつもは参加しない人にも声をかけ、親睦を深める活動も行っている。集会の参加者は五〇歳代以上の人が多く（写真 2 参照）、お茶とお菓子、サンドイッチなどが出て、日本の町内会や老人会の親睦会のように、和気あいあいの雰囲気であった。

役員は会長（一人）、副会長（一人）、参与（四人）、書記（一人）、会計（一人）、募金・広報・生活援助の各委員会（各四人）の委員である。それ以外に会報を全戸に配布する人が二六人いる。メルボルン調査の Q19 で N H W に参加している人に、参与の程度を聞いてみると、表 7 のように役員になったり集会に出たりする人は約一割である。

N H W が地域住民に呼びかけている犯罪の予防としては、戸締まり、貴重品や家具などに自分の名前や免許証の番号を刻み付けること、怪しい人の報告、安全対策の講演や訓練に参加すること、家の壁や電柱などに N H W のステッカーを張ること（写真 3、資料 2 参照）などである。

ところで、N H W はその組織体制の全てのレベルで警察との関連が深い。そこで、メルボルン調査では Q20 で N H W がブライバシーを侵害していると思うかをたずねている。それに対して、回答者の三%が「そう思う」と答え、九六%の人が「そうは思わない」としており（残りは、「その他」、「および」、「N.Y.」であった）、参加住民にはこの組織を肯定的に評価している人が多いことが分かる。

六 おわりに

以上 Neighborhood Watch の地域組織を中心にオーストラリアの地域住民組織について述べてきたが、その特徴についてまとめておきたい。

オーストラリアの地域住民組織においては、日本のように、原理として地域住民全員が加入するような組織・集団はオーストラリアの地域住民組織について

オーストラリアの地域住民組織について

存在しない。住民の地域生活をささえるのは、自立心の強い個人や個々の家族のネットワーク、住民諸個人が任意に参加する趣味の会、子供をめぐる会、職業・産業集団、宗教集団、そしてエスニック・グループである。なお、日本にくらべて地方自治体の規模が小さいため住民と距離が近く、自治体がさまざまな組織・集団に参加する、利害を異にする住民にきめ細かに対応している側面にも注目しておく必要がある。

ただ、犯罪の増加のように地域全体の問題を解決するために、住民全体を対象にした活動（特に会報の全戸配布）を目指す住民組織としてNHWが都市部、農村部を問わず設立され、およそ一五年の歴史を蓄積していることは注目される。NHWは中田實のいう、地域区画性、地域共同管理性、地域代表性を持った住民組織といえるだろう。⁽⁴⁾

この会が、地域住民の要望を取り上げて地域計画や「まちづくり」に取り組むようになるとは思えないが、ただこの会の経験・ネットワークが、災害や再開発などのような地域住民全体にかかわる問題が生じたときに、救助や復興、インフラ建設など地域全体の意見・要求の調整、計画の過程において生かされるかもしれない。

注

- (1) 地域社会に存在する組織・集団としては、この社会構成とも対応して、市町村や府県、国の出先などの行政組織、工場や事務所・商店などの企業組織、社会的な基礎集団である家族や親族集団を考慮に入れておかねばならないが、ここでは議論を集中するために狭義の地域住民組織・集団に絞って検討する。
- (2) この数字は、明確なメンバーシップを有している加入世帯数というより、会報が配布されている世帯から割り出したものと思われる。
- (3) 地区は一九九九年末に、警察組織のリストラにもなっており、区域の合併・再編があり、現在の五地域圏（一三地区）になった。筆者は同年八月にG地区の本部事務所を担当警察官にインタビューしたが、現在もその機能や役割はあまり変わっていないと思われる。
- (4) 最近、日本の都市では犯罪の増加と警察による解決・検挙率の低下がいわれている。これに対応して、全国のいくつかの都

市で住民による「地域自警団」が結成され、パトロールなどの活動が報告されているが、このNHWとの異同が注目される。

文献

- 鯉坂学 一九八九、『学区自治連合会』の新たな民主主義的展開 京都市唐橋学区の事例 「岩崎信彦他編『町内会の研究』お茶の水書房
- 一九九五、「都市同郷団体の現状 東北地方を中心として」 広島大学総合科学部『社会文化研究』第二十一巻 一四五頁
- AISAKA, Manabu. 2000, *Local Organizations and Groups in Japan* 『評論・社会科学』第六三巻 pp. 11-13
- 二〇〇一、「二一世紀のT/M/T/N/T/Nを探る 地域住民組織・集団の展望」あまがさき未来協会『TOMORROW』第一五巻 三・四号 四〇 四六頁
- Beck, U, 1992 *Risk Society*, Sage Publications. (= 一九九八東廉ほか訳『危険社会』法政大学出版会)
- Bennet, Trevor, 1990, *Evaluating neighbourhood watch*, Gower Publishing Company
- City of Stomnigton 2000, *1999/2000 Annual Report*.
- Ethnic Communities' Council of NSW 1996, *Ethnic Communities Reference Book*
- 伊地知紀子 二〇〇〇、『生活世界の創造と実践 韓国・済州島の生活誌から』お茶の水書房
- Ip, David et al. ed. 1999, *Images of Asians in Multicultural Australia*, University of Sydney Multicultural Centre
- 久保田治郎 一九九八、『オーストラリア地方自治体論 行政改革先進国にみる地方分権』きょうせい
- 中田實 二〇〇〇、『世界の住民組織 アジアと欧米の国際比較』自治体研究社
- 野辺政雄 一九九六、『キャンベラの社会学的研究』行路社
- 一九九九、『メルボルンにおけるインドネシア移民』岡山大学教育学部研究収録』一一二号 七五 八五頁
- 二〇〇〇、『メルボルンに居住する女性のパーソナルネットワーク調査』の基礎分析』岡山大学教育学部研究収録』一一五号 一九 五五頁
- 関根政美 一九八七、『シドニーオーストラリアの都市』藤田弘夫・吉原直樹編『都市 社会学と人類学からの接近』ミネルヴァ書房
- オーストラリアの地域住民組織について

オーストラリアの地域住民組織について

店田廣文 一九九九、『エジプトの都市社会』早稲田大学出版会

富沢賢治 一九九九、『社会経済セクターの分析』岩波書店

鳥越皓之 一九九四、『地域自治会の研究 部落会・町内会・自治会の展開過程』ミネルヴァ書房

Pestoff, V. A. 1992. Third Sector and Co-Operative Services. An Alternative to Privatization. *Journal of Consumer Policy* 15.

吉原直樹 二〇〇〇、『アジアの地域住民組織：町内会・街坊会・RT/RW』お茶の水書房

YOSHIMURA, Naoki et al. ed. 2003, *Grass roots and the Neighborhood Associations: Japan's Chonakai and Indonesia's RT/RW*, Penerbit

PT Grasindo, Jakarta.

(謝辞)

一九九九年夏と二〇〇〇年晩秋の筆者によるメルボルン都市圏における住民組織調査のインタビュウに応じてくださった、NHWの関係機関・関係者の方々にお礼を申し上げます。また、現地調査の便宜を図ってくださったMonash大学のD. Askew先生と調査を手伝ってくれた学生のJ. Kingstonさん、S. C. Barryさんに感謝いたします。さらに、一九九九年のシドニーでの資料収集において、自治体国際化協会シドニー事務所にて御世話になりました。

(付記)

この小論は、平成二二年度科学研究費補助金(基盤研究(B)2、代表者：野辺政雄・岡山大学)の報告書の論考に加筆・修正をしたものである。